

余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後
子どもひろば児童指導業務等委託事業者募集要項

令和7年7月
新宿区

目次

●余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等委託事業者の募集について

第 1	公募の趣旨	1
第 2	事業の概要	1
第 3	児童指導業務等実施場所	1
第 4	委託業務内容及び規模	2
第 5	募集に関する事項	4
第 6	申請事業者の資格及び申請の制限等	5
第 7	選定評価に関する事項	6
第 8	委託契約期間	6
第 9	業務委託経費に関する事項	7
第10	応募申請に関する事項	8
第11	問合せ先及び申請書類等の提出先	9

第1 公募の趣旨

新宿区では、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指しています。

学童クラブ事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が就労等により放課後、留守となる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

近年は、共働き家庭の増加に伴い、学童クラブ需要は増加し続けてきました。

また、保護者の就労時間が長くなったことと、児童の安全・安心の観点から、学童クラブ事業の実施時間延長を望む声が増してきました。

そのため新宿区では、平成16年度から児童指導業務等委託の実施により、学童クラブ事業の時間延長によるサービスの拡大を行っています。また、学校の余剰教室等を活用した事業の実施や民間事業者による多様なサービスの提供を行ってきました。

前述のような趣旨を踏まえ、令和8年度からの余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等委託事業者の選定評価にあたり、児童の健全育成及び在宅で子育てをしている家庭の支援に資する、効率的で質の高いサービスを提供できる民間事業者を選定評価するために公募を実施します。

なお、選定評価はプロポーザル方式により行います。

第2 事業の概要

BENTEN international ビル1階において、新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月10日条例第30号）及び新宿区学童クラブ条例（平成12年3月24日条例第31号）に基づき、放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）の児童指導業務を行うとともに、余丁町小学校内において新宿区放課後子どもひろば事業実施要綱に基づいた放課後子どもひろば事業児童指導業務を行います。

詳細は、「余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）のとおりです。

第3 児童指導業務等実施場所

※平面図については別紙参照

- BENTEN international ビル1階【学童クラブ】
東京都新宿区若松町16番2号
（1階 学童クラブ活動室）
- 余丁町小学校【放課後子どもひろば】
東京都新宿区若松町13番1号
（放課後子どもひろば活動室：《2階 会議室》）

第4 委託業務内容及び規模

1. 余丁町学童クラブ事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業で、新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月10日条例第30号）、新宿区学童クラブ条例（平成12年3月24日条例第31号）、同条例施行規則に規定する事業に関連する要綱、要領及びマニュアル等に基づきながら実施する児童指導業務等（日常清掃業務を含む）です。

ただし、学童クラブの利用についての審査及び利用料徴収に関する事務を除きます。

(1) 定期利用

対象	区立小学校に在籍するか、区内に居住し区外の小学校に在籍する、保護者の就労や疾病等のため学童クラブの利用時間に家庭において継続的な保護が受けられない小学生	
定員	38名 ※ただし、定員を超えていても利用基準を満たしていれば、3年生まで（特別に配慮が必要な児童は6年生まで）は全員受け入れます。	
実施日	月曜日～土曜日（ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く）	
実施時間	通常期（月～金）	放 課 後 ～ 午後7時
	学校休業日	午前8時 ～ 午後7時
	※午前8時～午前9時、午後6時～午後7時は、保護者の就労状況等から必要ある児童のみ、利用可能とします。 ※学校休業日とは、学校長期休業期間・土曜日・学校振替休業日及び学校創立記念日等、当該学童クラブ在籍児童が通っている小学校に基づきます。	

(2) 学校休業期間利用

対象	区立小学校に在籍するか、区内に居住し区外の小学校に在籍する、保護者の就労や疾病等のため学童クラブの利用時間に家庭において継続的な保護が受けられない小学生
定員	11名（予定） ※ただし、定員を超えていても利用基準を満たしていれば、3年生まで（特別に配慮が必要な児童は6年生まで）は全員受け入れます。
実施日	区立小学校の学校休業期間の月曜日～土曜日 （ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く） 4月春休み／7月夏休み／8月夏休み／冬休み／3月春休み ※区分ごとに登録ができます。
実施時間	午前8時 ～ 午後7時

(3) 土曜日定期利用

対象	区立小学校に在籍するか、区内に居住し区外の小学校に在籍する、保護者の就労や疾病等のため学童クラブの利用時間に家庭において継続的な保護が受けられない小学生
定員	定員なし
実施日	土曜日（ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く）
実施時間	午前8時～午後7時

※詳細は、業務要求水準書のとおり。

2. 余丁町小学校放課後子どもひろば事業

放課後子どもひろば事業実施要綱に基づく業務です。

(1) 通常の放課後子どもひろば

対象	区内在住又は区立小学校在籍の小学生（登録制）	
定員	なし	
実施日	月曜日～金曜日（ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く）	
実施時間	通常期（2月～10月）	放課後～午後5時30分
	通常期（11月～1月）	放課後～午後5時
	学校休業日（2月～10月）	午前10時～午後5時30分
	学校休業日（11月～1月）	午前10時～午後5時
※但し、放課後子どもひろば事業実施要綱に基づき、終了時間は連絡会で協議する。		

(2) 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」

対象	区立小学校に在籍するか、区内に居住し区外の小学校に在籍する、保護者の就労や疾病等のため学童クラブの利用時間に家庭において継続的な保護が受けられない小学生	
定員	なし	
実施日	月曜日～金曜日（ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く）	
実施時間	通常期（月～金）	放課後～午後7時
	学校休業日	午前8時～午後7時
	※午前8時～午前9時、午後6時～午後7時は、保護者の就労状況等から必要ある児童のみ、利用可能とします。 ※学校休業日とは、学校長期休業期間・学校振替休業日及び学校創立記念日等、当該放課後子どもひろば実施校に基づきます。	

※詳細は、業務要求水準書のとおり。

第5 募集に関する事項

1. 募集の開始日、スケジュール

募集要項の公表及び募集開始	令和7年 7月25日(金)	
事業者向け現地説明会	令和7年 7月30日(水)	午後2時～午後3時
提出書類作成にあたっての質疑締切	令和7年 8月 4日(月)	午後5時まで
質疑回答	令和7年 8月 7日(木)	新宿区ホームページに公開
申請書類提出締切	令和7年 8月14日(木)	午後5時まで
第1段階評価(書類評価)	令和7年 9月 2日(火)	結果通知 令和7年9月 中旬
第2段階評価(現場視察)	令和7年 9月16日(火)	
第2段階評価(公開プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年 9月27日(土)	結果通知 令和7年11月 下旬
準備引継ぎ委託(放課後子どもひろば)	令和8年2月 上旬 ~ 3月31日(火)	
児童指導業務等委託開始	令和8年4月 1日(水) ~	

2. 募集要項等の配付

- (1) 配付期間 令和7年7月25日(金) から8月14日(木) (窓口配付については、土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時)
- (2) 配付場所 新宿区子ども総合センター(東京都新宿区新宿七丁目3番29号)
子育て支援課児童館運営係 電話03-5273-4544

3. 事業者向け現地説明会

日 時 令和7年7月30日(水) 午後2時～午後3時
集合場所 新宿区立余丁町小学校 3階 図工室
東京都新宿区若松町13番1号
電話 03-3205-9503

※参加希望事業者は、現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、7月29日(火)午後5時までに、メール又はFAXで新宿区子ども総合センター子育て支援課児童館運営係へ送付し、当日会場へお越しください。

メールアドレス: kodomo-jidokanunei@city.shinjuku.lg.jp
FAX: 03-3232-0666

4. 質問の受付及び回答

「余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等委託募集に関する質問票」に質問要旨を簡潔にまとめ、メール又はFAXで新宿区子ども総合センター子育て支援課児童館運営係へ送付してください。なお、回答については公平を期するため、新宿区ホームページに掲載します。

メールアドレス: kodomo-jidokanunei@city.shinjuku.lg.jp
FAX: 03-3232-0666

第6 申請事業者の資格及び申請の制限等

1. 申請事業者の資格

次の(1)～(2)の条件を、全て満たす事業者とします。

- (1) 令和7年4月1日現在、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県いずれかで、放課後児童健全育成事業（又は類似する事業）の運営又は受託実績等が1年以上ある事業者
- (2) 学童クラブ等の児童指導業務等の受託に熱意のある民間事業者で、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等法人格を有する事業者

2. 申請の制限

申請事業者の資格条件を全て満たしていても、下記に該当する場合は、申請できません。

- (1) 管理を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していないもの（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の開始申立てをしているもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てをしているもの、その代表者が破産者で復権を得ないもの等）
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）又は第8条第1項第1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限することの禁止）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- (3) 業務委託に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（強制執行行為妨害等）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され又は公訴を提起された日から3年を経過していないもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（普通地方公共団体の議会の議員の兼職・兼業の制限）、第142条（普通地方公共団体の長の兼職・兼業の制限。同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の兼職・兼業の制限）の規定に抵触することとなるもの
- (6) 団体が次のいずれかに該当するもの
 - ① 最近3年間において、国税及び地方税を滞納しているもの
 - ② 本区における業務委託の手続において、その公正な手続を妨げ、又は不正の利益を得るために連合したとして区又は関係機関に認定された日から5年を経過しないもの
 - ③ 当該業務委託の選定評価委員会の委員が、経営又は運営に直接関与しているもの
 - ④ 新宿区競争入札参加有資格者停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号）の有資格者を申請団体と読み替えた場合に、指名停止の基準に該当するもの又は暴力団等に関する措置として入札に参加させないものに該当するもの
- (7) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当するもの

3. 失格について

契約締結までの間、次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 上記に規定する申請事業者の資格を有しなくなった場合
- (2) 上記に規定する申請できないものにあたる事由が発生した場合
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合

第7 選定評価に関する事項

1. 選定評価の方法

新宿区は、余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等委託事業者選定評価委員会を設置し、選定評価基準に照らし、受託事業者となるべき申請事業者（以下「被候補事業者」という。）を選定評価します。選定評価委員会の選定評価結果を踏まえ、区長が委託事業者を決定します。

なお、被候補事業者が、次の（1）又は、（2）に該当するときは、当該被候補事業者を除く申請事業者の中から再び選定します。

- (1) 被候補事業者の事情により、児童指導業務等の受託を受けることが不可能となったとき
- (2) 新たに判明した事実により、児童指導業務等の委託を行うことが適当でないと認められるとき

●選定評価方法は以下のとおりです●

- (1) 第1段階評価（書類評価）
- (2) 第2段階評価（現場視察、公開プレゼンテーション、事業者ヒアリング）

※第2段階評価進出申請事業者に対して、プレゼンテーション用に、別途資料作成を依頼します。

2. 選定評価基準

別紙「余丁町学童クラブ及び余丁町小学校放課後子どもひろば児童指導業務等委託事業者選定評価基準表」を参照

3. 選定評価結果

- (1) 選定評価結果については、第1段階評価及び第2段階評価ともに、文書で通知します。
- (2) 選定評価結果についての異議申し立てはできないものとします。
- (3) 選定評価の過程及び他法人の選定評価結果については公表しません。

第8 委託契約期間

1. 準備引継ぎ委託契約期間（放課後子どもひろば）

令和8年2月上旬から令和8年3月31日まで

2. 本委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、事業の利用児童保護者や地域代表者等で構成する協議会において、継続しての事業の実施が妥当の評価を受けた場合は、最長5年間を限度とし、継続して委託契約を結ぶことも可能とします。

第9 業務委託経費に関する事項

別紙「業務要求水準書」を参照するとともに、次の事項に留意して提案してください。

なお、事業実施にあたっての光熱水費・その他施設の維持管理経費（修繕等）については、区が負担します。

また、学童クラブは非課税事業、放課後子どもひろばは課税事業です。消費税率 10%で積算してください。

※参考金額については、現地説明会等でお示しします。

※契約金額は、令和8年度予算の議決を前提に成立した予算金額の範囲内とします。

※議決及び事業規模により、予算金額を含む提案内容は変更される場合があります。

※新宿区では、新宿区公契約条例に基づき、予定価格が1,000万円以上の委託契約については「労働環境の確認」を行います。詳細は、新宿区ホームページでご確認ください。

1. 人件費

人件費は、業務要求水準書を参考にし、専門的職員の雇用割合を十分勘案した上で算出してください。

人件費については、新宿区公契約条例に定める労働報酬下限額を保証することは勿論のこと、賃金構造基本統計調査等を勘案して、専門職としての給与水準を確保の上算出してください。

2. 人件費を除いた管理経費等

行事費及び教材費等事業実施に必要な経費について積算してください。なお、おやつ代は、毎月の定期利用登録人数に2,000円を乗じた額を区が支払うものとしますので、今回の提案には含めないでください。

児童指導業務等実施に伴う具体的な管理経費の細目を、次に記載する算出細目内訳の例を参考に提案してください。

(参考：算出細目内訳の例)

事業費	教材費（事業の実施に係る教材、図書、遊具、利用者用文房具等） 行事費（行事の実施に伴う支出） その他
管理費	福利厚生費（健康診断料、検便・検査料、細菌検査料等） 旅費交通費（研修、会議に係る旅費等） 研修費（研修参加費、研修テキスト代等） 消耗品費（事務用品、衛生用品等） 印刷製本費 通信運搬費（郵便料、電信料、運搬料等） 使用料及び賃借料（リース費、レンタル料、入園料、入館料等） 委託料 保険料（利用者及び従事職員の傷害保険料等） 租税公課 法人本部経費（当該事業のために行う人事や労務、広告宣伝等の事務に要する間接経費等） 雑費（他に該当しない経費）

指導業務等委託事業者公募申請書類一覧」の順に、A4 フラットファイルに左綴じにして提出してください。

- ⑤ ファイルにまとめた申請書類は、様式ごとにインデックスを付けてください。
- ⑥ 申請書類一覧の「5 提案概要」については、紙媒体及び電子データで提出してください。

(2) 提出書類の訂正

募集期間内に提出された書類で、訂正又は差し替えがある場合は、提出の締切日まで訂正又は差し替えを認めます。

(3) 申請書類の取扱い

- ① 申請書類は理由の如何を問わず、返却しません。ただし公募期間中に文書により申込みの撤回をした場合には、提出書類を返却します。
- ② 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、区は選定評価実施に関する報告書等を作成するために申請書類の内容を使用する必要があるため、必要な場合には申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ③ 区が提供する資料は、新宿区ホームページで公表しているもの、区立図書館で閲覧に供しているもの、一般に配布しているものを除いて、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。さらに、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、また、内容を提示することを禁止します。
- ④ 申請書類は「新宿区情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号）」による情報公開の対象となります。また、新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となった文書として、区が申請書類を公開する場合に当たっては、申請者は著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定された著作権者としての権利を主張できないものとします。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請事業者の負担とします。

(5) 費用負担

予定事業者として決定した事業者について、新宿区のホームページで公表します。

【申請辞退】

申請を辞退することが明白となった場合には、速やかに申請辞退届（様式 9）を提出してください。

第 1 1 問合せ先及び申請書類等の提出先

〒160-0022

東京都新宿区新宿七丁目 3 番 29 号 子ども総合センター1 階

新宿区子ども総合センター子育て支援課児童館運営係

電 話： 03-5273-4544

FAX： 03-3232-0666

メール： kodomo-jidokanunei@city.shinjuku.lg.jp

担 当： 児童指導業務事業者公募担当者